

幼児教育・保育の無償化の内容

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのお子さん**の利用料が無償化されます。
 - 新制度未移行幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - ※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - ※ ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さん[※]と全ての世帯の第3子以降のお子さん[※]は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までのお子さん**については、**住民税非課税世帯**を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、お子さんが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
 - ※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、認可外保育施設、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。
 - ※ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、**壮瞥町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
 - ※ 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、**壮瞥町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
 - ※ 1 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - ※ 2 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- **3歳から5歳までのお子さんは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象となります。**
 - ※ 1 町内の対象施設は、医療法人交雄会そうべつ温泉病院の『みどり保育園』のみです。
 - ※ 2 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
 - ※ 3 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことを要件とします。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

給食に係る副食費（おかず、おやつ代）について

- 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育所等を利用される方も、自ら自宅で子育てを行う方と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、皆様にご負担いただくこととなります。**
- 副食費は、これまでも保育料の一部として、4,500円を皆さまに負担いただいていた経緯があります。よって、**認定こども園そうべつ保育所における副食費の月額は、一律『4,500円』をご負担いただきます。**
- 副食費は、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降のお子さんについては副食費の支払いが免除されるため、壮瞥町又は施設にお支払いいただく必要がなくなります。

